

横須賀市副業人材活用支援補助金交付要綱

(総則)

第1条 市内中小企業等の副業人材の活用促進を図るため、中小企業等が副業人材を導入する際に生じる費用に対する補助金の交付について、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業等

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、常時使用する従業員数が300人以下の医療法人若しくは社会福祉法人

(2) 副業人材

中小企業等が抱える経営課題等に対して対応できる専門的かつ高度な技能を保有し、主とする労働以外の時間を活用して、委託業務等に従事する人材

(3) 登録人材ビジネス事業者（以下「人材事業者」という。）

職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条に規定する有料職業紹介事業者で、神奈川県プロ人材活用センターに登録したもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を有する中小企業等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 本店又は支店（個人にあつては、事業所）の所在地が市内であること

(2) 市税を滞納していないこと

(3) 次に掲げる者でないこと

ア 個人にあつては、横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員である者

イ 法人にあつては、条例第2条第2号に規定する暴力団又は当該法人の役員が同条第3号に規定する暴力団員である者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、人材事業者に支払う登録料、掲載料、手数料等とし、副業人材に対する業務委託料、報酬等は対象外とする。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定による補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付（国、県その他団体によるものを含む。）を受けている場合における当該補助金等の額については、補助対象経費の総額から差し引くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額とする。

ただし、1事業者あたり18万円を限度とし、補助対象期間は最大3か月とする。なお、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、副業人材との業務委託契約等の締結前に補助金等交付申請書を提出しなければならない。

2 補助金等交付申請書に添付する規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。この場合において、第1号で掲げる書類で補助金額を算出することができるときは、規則第4条第2号に掲げる書類は省略するものとする。

(1) 見積書など、補助対象経費の確認をとれる書類

(2) 商業登記簿謄本（個人にあつては、所得税に係る個人事業の開業届出書または、確定申告書）の写し

(3) 法人にあつては、役員の名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別（以下この項において「氏名等」という。）を記載したもの

(4) 個人事業主にあつては、氏名等を記載した書類。ただし、補助金等交付申請書に氏名等の記載がある場合は、省略することができる。

(5) 市税の納付を証する書類。ただし、申請者が、市長が市税の納付状況について調査することに同意している場合は、省略することができる。

(6) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次のとおりとする。

(1) 領収書等補助対象経費の支払いの確認がとれる書類

(2) 活用した副業人材への業務委託内容、効果等を記載した書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、経済部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。